

こうして輸出は軌道に乗った。 『グリンリーフ』のしらたき

その「チャレンジ」の一歩をどう踏み出すか。

群馬県のある農業生産法人の成功事例を見てみよう。

商品は「しらたき」。商圏はヨーロッパである。

しらたきがヨーロッパを席巻
きつかけは1本の電話だった

沸騰した湯に投入して1分ほど待
ち、全体が熱くなつたところで湯を切つ
て市販のパスタソースと和える。すごいコ
シと弾力だ。

もつちりと歯をしばらく押し返して
きた後にプリッと切れる。たとえるなら
生パスタ。しらたきである。

都内中心部にあるオーガニック系スー
パー・マーケットで手を入れたものだ。ラベ
ルには有機JAS認定のマークがあり、
生産者の欄には「澤浦彰治」とある。群
馬県利根郡昭和村にある『グリンリーフ
』という農業生産法人の代表で、こん
にやく芋の生産から「こんにゃく」の製造
までを行っている。

彼のしらたきからはこんにゃく類特
有のニオイが少ない。そうした工夫が



特集

なされているという。そのせいもあつ
てか、パスタ代わりの、よりヘルシーな
『SHIRATAKI』として、今、ヨーロッパ
各国で人気を博している。

『グリンリーフ』が輸出へと舵を切つたの
は2012年の1月頃のことだった。

実は澤浦さん、当初、「輸出」はまったく
く考えていなかつたらしい。

「うちのしらたきを輸出したいと、ある
商社から電話が入つたんです。そもそも

も「海外に打って出よう!」なんてまつ
たく考えていなかつたから、自分は非常
に懐疑的で、最初は営業部が対応して
いたくらい。でも先方の社長とお会い
して、本腰を入れる決心をしました。
社長は自分より1つ年上で、お互いの
やつてることのコンセプトが非常に似
ていることがわかつたからです。それで
「この人とぜひ仕事をしたいな」と思う
ようになりました」



ポイントは有機JAS 世界に通用する基準への対応

両者の間で共通のコンセプトとは「食の安全と有機、オーガニックへの姿勢」であった。

【※1】ISO22000と有機JAS認定

を取っているのが大きかったと思う」と澤浦さんは言う。有機JASを取得するには、圃場・栽培場・採取場・種や苗から他の圃場から飛散する農薬などに関し

てまで事細かな規定がある。澤浦さんに

よると、圃場で使うビニールテープまで規制されるという。剥がれて土の上に落ちて分解されると、それはもはや有機ではないということになってしまふのだ。

「とくに有機JAS認定が有効だと思います。これはヨーロッパの有機制度とも同等性がある。また、2014年1月1日からアメリカのNOP制度とも同等性が認められ、有機JAS認定を取得すればアメリカ国内でオーガニックとして販売できるんです。それに、ヨーロッパでは、有機認定を受けていると扱いが全然違います。私が思うに、少なくともヨーロッパの日本食ブームは、単に「日本食」という文化が注目されているわけではない。有機JASの認定があり、現地でのマクロビオティック（健康的な食生活等）のムーブメントと結びついて初めて成立しているものではないでしょうか。」

もうひとつ食の安全の世界基準と

してGLOBAL G.A.P.が挙げられるが、澤浦さん曰く、「海外での商談や、スーパーマーケットを視察した経験で言えば、GLOBAL G.A.P.については聞いたことはあります。」海外では、認定によって評価レベルがあるようだ。

ただ、もちろん澤浦さんは、海外進出するためにそれらの認定を取得したわけではない。

輸出の大元は国内での 真摯なものづくりから

『グリンリーフ』では1990年からこんにゃく芋の栽培を農薬を使わずに行っている。1994年より有機栽培を目指し、2000年には有機JAS認定を取得した。

群馬県でのこんにゃく芋の生産量は全国の92%以上。だが有機栽培はそのうち1%に満たないのだという。そうした希少な素材を活かすため、グリンリーフではこんにゃくの自社加工を開始した。「こんにゃくの加工を始めて、直接お客様と会うようになった。その時たまたま出会ったのが『大地を守る会』や『生協』『らでいつしゅぼーや』の人々でした。添加物や農薬に対する意識が高くて、そういう人たちが買ってくれるのであれば、われわれも考えなくてはならないと、そこから切り替えていったんです。」

*4 GLOBAL G.A.P.

ドイツに本部を置く非営利団体FoodPLUSが運営する、世界中の農・畜・水産物を審査できる食品安全の総合的な適正農業規範(GAP)基準。食品安全の国際規格となるGFSI(食品安全の推進母体)指針文書とのベンチマークを受けた規格の一つとされる。

*3 NOP

米国農務省(USDA)の全米有機プログラム(National Organic Program:NOP)に基づく認証基準。有機JAS規格が、USDAのNOPの基準と同等であると認められ、2014年1月から有機JASマークが付された食品は米国で有機食品として流通することが可能となった。

*2 有機JAS

農薬や化学肥料に頼らないで、環境への負荷をできる限り少なくて生産された食品の基準。有機JASマークが付された農産物とその加工食品だけが「有機」や「オーガニック」の表示ができる。

*1 ISO22000

HACCPの食品衛生管理手法とともに、消費者への安全な食品提供を可能にする食品安全マネジメントシステム(FSMS)の国際規格である。HACCPとは、食品の製造・加工工程で発生する恐れのある微生物汚染等を分析(Hazard Analysis)し、製造工程での対策として重要管理点(Critical Control Point)を定め、連続的に監視することにより製品の安全を確保する衛生管理の手法である。

